

下水道使用料の改定案について

1 審議会(第3回)について	1
2 下水道使用料の改定案	2

1 審議会(第3回)について

1 不明水について

- 流下下水量のうち、20%~30%が不明水量であり、その処理費(税込)は年間約5,300万円~9,500万円である。
- 特に、元荒川第19処理分区の有収率が低く、同処理分区において、不明水調査や不明水対策を実施している。
- 不明水処理費のうち、計画地下水量以外の水量の処理費は一般会計負担金で賄われている。

2 下水道使用料改定の方針

- 使用料の見直しは、不明水対策による不明水処理費の削減に努力しつつ、原価のうち使用料対象経費を下水道使用料で賄い、他会計補助金の繰入を削減することを目標に、今後、下水道施設の更新時期である令和14年度を目標年度とする。
- 令和2年度~令和5年度を対象とし、使用料対象経費の目標回収率80%を達成する改定案を検討する。

3 下水道使用料の改定案

- 水量区分の見直しは行わず、水量区分ごとの単価を見直すこととする。
- 以下のケースで、改定案を検討する。
 - ケース1：基本使用料のみを変更するケース
 - ケース2：従量使用料の水量区分単価のみを変更するケース
 - ケース3：基本使用料及び従量使用料の水量区分単価の両方を変更するケース



ケース3で検討

2 下水道使用料の改定案

(1) ケース3（基本使用料及び従量使用料の水量区分単価を変更）の特徴

- 基本使用料は600円から700円（100円の増額）。
- 従量使用料単価は各水量区分一律15円/m³の増額とする。
- 基本使用料が固定費に占める割合は、約30.7%から約33.0%に増加する。
- 使用料収入（税抜）は約5億8,100万円～5億9,600万円となり、約6,300万円～7,800万円の増額となる。
- 使用料単価は99.6円/m³から114.2円/m³となり、使用料改定率は約14.6%である。
- 累進度は1.93から1.83に引下げとなる。
- 20m³/月の使用料（税抜）は1,800円/月から2,080円/月となり、280円/月の値上げとなる。

種類	水量区分（1ヶ月）	金額（円）	
		現況	ケース3
基本使用料	～ 8m ³ まで	600	700
従量使用料	8m ³ を超え20m ³ まで	100	115
	20m ³ を超え30m ³ まで	105	120
	30m ³ を超え40m ³ まで	110	125
	40m ³ を超え50m ³ まで	115	130
	50m ³ を超え100m ³ まで	125	140
	100m ³ を超え500m ³ まで	135	150
	500m ³ を超えるもの	145	160

指標	現況	ケース3
回収率（%）	73.7	79.5(77.5～81.3)
基本使用料が固定費に占める割合（%）	30.7	33.0(32.0～34.0)
使用料収入（税抜）（千円）	517,834	581,015～595,804
使用料単価（税抜）（円/m ³ ）	99.6	114.2
使用料改定率（%）	—	14.6
累進度	1.93	1.83
20m ³ /月使用料（税抜）（円/月）	1,800	2,080

2 下水道使用料の改定案

(2) ケース別比較

指標	現況	ケース 1	ケース 2	ケース 3
回収率 (%)	73.7	80.0	80.3	79.5
基本使用料が固定費に占める割合 (%)	30.7	42.5	27.8	33.0
使用料収入(税抜)の増加額(万円)	—	6,700~8,200	6,900~8,400	6,300~7,800
使用料単価(税抜) (円/m ³)	99.6	115.0	115.3	114.2
使用料改定率 (%)	—	15.4	15.8	14.6
累進度	1.93	1.45	2.27	1.83
20m ³ /月使用料(税抜) (円/月)	1,800	2,100	2,100	2,080

使用水量	下水道使用料(税込) (円/月)				現況との差額(税込) (円/月)		
	現況	ケース 1	ケース 2	ケース 3	ケース 1	ケース 2	ケース 3
8m ³ /月	660	990	660	770	330	0	110
20m ³ /月※	1,980	2,310	2,310	2,288	330	330	308
30m ³ /月	3,135	3,465	3,740	3,608	330	605	473
40m ³ /月	4,345	4,675	5,225	4,983	330	880	638
50m ³ /月	5,610	5,940	6,765	6,413	330	1,155	803
100m ³ /月	12,485	12,815	15,015	14,113	330	2,530	1,628
500m ³ /月	71,885	72,215	85,415	80,113	330	13,530	8,228
1,000m ³ /月	151,635	151,965	178,915	168,113	330	27,280	16,478
8,753m ³ /月(最大値)	1,388,238	1,388,568	1,628,726	1,532,641	330	240,488	144,403

※一般的な家庭の使用水量。北本市内の最も多い使用水量は16m³/月。

2 下水道使用料の改定案

(3) 荒川左岸北部流域下水道関連市との比較

①使用料算定基準表

北本市改定案(税抜)

種類	水量区分(1ヶ月)		金額(円)
基本使用料	～ 8m ³ まで		700
従量使用料	1m ³ 当り	8m ³ を超え 20m ³ まで	115
		20m ³ を超え 30m ³ まで	120
		30m ³ を超え 40m ³ まで	125
		40m ³ を超え 50m ³ まで	130
		50m ³ を超え100m ³ まで	140
		100m ³ を超え500m ³ まで	150
		500m ³ を超えるもの	160
(参考) 累進度			1.83

荒川左岸北部流域関連市(税抜)

種類	水量区分(1ヶ月)	金額(円)				
		熊谷市	桶川市	行田市	鴻巣市	
基本使用料	～ 8m ³ まで			590	720	
	～ 10m ³ まで	809.5	700			
従量使用料	1m ³ 当り	8m ³ を超え 30m ³ まで			105	115
		10m ³ を超え 30m ³ まで	104.8	110		
		30m ³ を超え 50m ³ まで	119.0	120	125	120
		50m ³ を超え 100m ³ まで	133.3	130	135	125
		100m ³ を超え 200m ³ まで	147.7	140	150	135
		200m ³ を超え 500m ³ まで	161.9	150	160	145
		500m ³ を超え1000m ³ まで	181.0	160	170	155
		1000m ³ を超えるもの	200.0	170	180	165
(参考) 累進度		2.47	2.43	2.44	1.83	

2 下水道使用料の改定案

②使用水量別一月当たりの下水道使用料使用料（税込）

使用水量	下水道使用料（税込）（円/月）				
	北本市(改定案)	熊谷市	行田市	鴻巣市	桶川市
8m ³ /月	770	890	649	792	770
20m ³ /月※	2,288	2,042	2,035	2,310	1,980
30m ³ /月	3,608	3,194	3,190	3,575	3,190
40m ³ /月	4,983	4,503	4,565	4,895	4,510
50m ³ /月	6,413	5,812	5,940	6,215	5,830
100m ³ /月	14,113	13,142	13,365	13,090	12,980
500m ³ /月	80,113	82,782	82,665	75,790	77,880
1,000m ³ /月	168,113	182,282	176,165	161,040	165,880
5,000m ³ /月	872,113	1,062,282	968,165	887,040	913,880
8,753m ³ /月(最大値)	1,532,641	1,887,942	1,711,259	1,568,209	1,615,691